

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	結 業 年 度	法人名	( )
----------------------------	------------------	-----	-----

雇用者給与等支給額	1	円	個別税額控除加算額 $(7) \times \frac{100}{2 \text{又は} 12}$ $(\text{別表六の二(二十)「9」} < 0.02 \text{又は別表六の二(二十)「7」} = 0 \text{の場合は} 0)$	8	円		
基準雇用者給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「4」)	2		個別税額控除相当額 (6) + (8)	9			
比較雇用者給与等支給額 (別表六の二(二十)付表一「8」)	3		各連結法人の個別税額控除相当額の合計額 (各連結法人の(9)の合計)	10			
調整前個別雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	4		調整前個別雇用者給与等支給増加額 (1) - (3) (マイナスの場合は0)	11			
個別雇用者給与等支給増加額 (4) - (2)	5		個別雇用者給与等支給増加額 (11) - (3)	12			
調整前個別税額控除相当額 $(5) \times \frac{10}{100}$	6		各連結法人の個別雇用者給与等支給増加額の合計額 (各連結法人の(12)の合計)	13			
個別税額控除加算基準額 ( (1) - (3) ) と (5) のうち少ない金額 (マイナスの場合は0)	7		当期控除額の個別帰属額 $(\text{別表六の二(二十)「40」}) \times \left[ \frac{(9)}{(10)} \text{又は} \frac{(12)}{(13)} \right]$	14			
個 別 給 与 控 除 額 の 計 算							
各連結法人の雇用者給与等支給額の合計額 (別表六の二(二十)「1」)	15	円	特定新規雇用者基礎数等の合計 (別表六の二(十六)「18」+「22」+「26」)	25	人		
当期の終了の日における各連結法人の雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「1」の合計)	16	人	控除対象調整数の計算 移転型地方事業所基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「20」の合計)	26			
連結親法人事業年度が平成30年4月1日以前に開始した連結事業年度の場合			対象移転型特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)「20」+「24」+「28」)	27			
控除対象特定地域基準雇用者数 (別表六の二(十六)「9」)	17		控除対象調整数 (26) - (27) (マイナスの場合は0)	28			
各連結法人の特定地域基準雇用者数に係る個別帰属割合 $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「12」}}{\text{別表六の二(十六)「7」}}$	18		控除対象者数の合計 ( (25) + (28) ) と別表六の二(十六)「16」のうち少ない数	29			
調整後の地方事業所基準雇用者数の合計 (別表六の二(十六)「16」)	19	人	個別特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)付表一「22」+「29」+「31」)	30			
各連結法人の地方事業所基準雇用者数に係る個別帰属割合 $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計}}$	20		個別控除対象調整数の計算 移転型地方事業所基準雇用者数 (別表六の二(十六)付表一「20」)	31			
当期雇用者給与等支給増加重複基準額 $\frac{(15)}{(16)} \times ((17) \times (18) + (19) \times (20))$	21	円	個別移転型特定新規雇用者数等の合計 (別表六の二(十六)付表一「24」+「30」+「32」)	32			
過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (46の計)	22		個別控除対象調整数 (31) - (32) (マイナスの場合は0)	33			
雇用者給与等支給増加重複控除額 (21) + (22) $\times \frac{30}{100}$	23		個別控除対象者数の合計 ( (30) + (33) ) と別表六の二(十六)付表一「19」のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	34			
個別給与控除額 (4) と (23) のうち少ない金額	24		個別控除対象者数の合計 (各連結法人の(34)の合計)	35			
過 年 度 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 の 計 算							
連結事業年度 又は事業年度	雇用者給与等支給額 (調整年度の(1))	調整年度終了の日における雇用者の数 (調整年度の別表六の二(十六)付表一「1」)	平均給与等支給額 (40) (41)	調整地方事業所基準雇用者個別帰属数 (調整年度の(別表六の二(十六)「16」) $\times$ (20))	移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数	過年度重複控除基準 雇用者数 ( (43) と (44) のうち少ない数 ) (マイナスの場合は0)	過年度雇用者給与等支給増加重複基準額 (42) $\times$ (45)
	39	40	41	42	43	44	45
調整年度	:	:	円	人	円	人	人
	:	:					
	:	:					
計							

## 別表六の二（二十）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項（給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除）又は平成30年改正前の措置法（以下「平成30年旧措置法」といいます。）第68条の15の6第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 平成30年改正前の措置法令（以下「平成30年旧措置法令」といいます。）第39条の47第11項第1号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）には、「基準雇用者給与等支給額2」は、「1」と記載します。

「個別税額控除加算額

3  $(7) \times \frac{2\text{又は}12}{100}$  8 は、  
（別表六の二(二十)「9」<0.02又は別表六の二(二十)「7」=0の場合=0）

その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（平成30年旧措置法第68条の15の6第2項第7号に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には「2又は」を消し、その他の場合には「又は12」を消します。

4 「個別給与控除額の計算」の各欄は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項の規定の適用を受ける場合において、同法第68条の15の2第1項若しくは第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるとき、又は連結法人が平成30年旧措置法第68条の15の6第1項の規定の適用を受ける場合において平成30年旧措置法第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けるときに記載します。

5 「控除対象調整数の計算」及び「個別控除対象調整数の計算」の各欄は、措置法第68条の15の2第2項の規定の適用を受ける場合に記載します。この場合において、「対象移転型特定新規雇用者数等の合計27」及び「個別移転型特定新規雇用者数等の合計32」の各欄は、同条第1項の規定の適用を受ける場合にのみ記載します。

6 「雇用者給与等支給増加重複控除額」<sup>37</sup> は、平成  
 $(36) \times \frac{20\text{又は}30}{100}$ 」

30年改正法附則第107条第2項（連結法人の特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定の適用を受ける場合には「20又は」を消し、その他の場合には「又は30」を消します。

7 「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、平成30年旧措置法第68条の15の6第1項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下「適用年度」といいます。）において平成30年旧措置法第68条の15の2第3項の規定の適用を受けない場合には記載を要せず、適用年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には当該事業年度に係る部分には別表六（二十三）付表二の「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に従って計算した数を記載します。

8 適用年度開始の日前に開始した連結事業年度（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「調整年度」といいます。）の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額40」には、当該調整年度の「雇用者給与等支給額1」の金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整年度の月数で除して計算した金額を記載します。

9 調整年度のうちに平成30年旧措置法第68条の15の6第1項の規定（当該調整年度が連結事業年度に該当しない場合には、平成30年旧措置法第42条の12の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定）の適用を受けなかった調整年度がある場合において、平成30年旧措置法令第39条の47第3項の規定の適用を受けるときは、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額40」には、適用年度の「比較雇用者給与等支給額3」の金額を記載します。

10 「移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数44」には、別表六の二（十六）付表一の「適用年度」の各欄に記載した数のうち平成30年旧措置法第68条の15の2第2項又は第42条の12第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた調整年度に係る平成30年旧措置法第68条の15の2第5項第5号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。